

宮城県リサーチコンプレックス形成促進セミナー企画運營業務 企画提案募集要領

1 委託業務名

宮城県リサーチコンプレックス形成促進セミナー企画運營業務

2 目的

本業務は、2024年度に本格運用開始となる次世代放射光施設 NanoTerasu（ナノテラス）を核とした企業等の研究開発拠点や生産施設等が集積するリサーチコンプレックスの形成促進に向けて、放射光利用が想定される企業等の経営層を対象に、セミナーを開催するものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年2月28日まで

4 業務の内容等

宮城県リサーチコンプレックス形成促進セミナー企画運營業務仕様書（案）のとおり。

5 事業費（委託上限額）

7,700,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 応募資格

- (1) 本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - イ 本業務を適正かつ円滑に履行するに足る能力を有する者であること。
 - ロ 宮城県に活動拠点（本社または営業所）を有していること。
 - ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - ニ この業務の募集開始時から企画提案提出までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - ホ 宮城県入札契約暴力団排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (2) 上記（1）を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記（1）を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

7 スケジュール（予定を含む）

令和5年4月27日（木） 企画提案募集開始

令和5年5月10日（水） 本業務に関する質問受付期限

- 令和5年 5月15日（月） 本業務に関する質問への回答期限
令和5年 5月26日（金） 企画提案参加申込及び企画提案書提出期限
令和5年 6月13日（火）（予定） 審査会（企画提案書の選考・対面でのプレゼンテーション）
令和5年 6月中旬（予定） 企画提案書審査結果の通知

8 企画提案書の提出

（1）提出書類

- イ 企画提案提出書（別紙様式1号）
- ロ 企画提案書（任意様式。A4版ヨコ片面印刷。目次と表紙を除き20ページ以内）
※ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

（2）企画提案書の構成

- イ 本業務実施に係るコンセプト
※セミナータイトル、セミナー全体のコンセプト及び設定理由 等を記載すること。
- ロ セミナーの実施内容
※全体スケジュール、セミナーの内容、受付・申込方法、講師（案）、講師選定理由及び講演内容（案）、PR資料、ノベルティ、アンケート概要 等を記載すること。
- ハ 業務スケジュール
- ニ 本業務の実施体制（責任者、担当者、業務分担、従事人数、連絡体制 等）
- ホ 過去の類似実績内容
- ヘ 概算見積書
 - ・本業務の実施に要する経費を全て計上し、その内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした概算見積書（様式任意）を作成すること。
 - ・本業務に係る費用の総額は、5に定める委託料の上限額を超えないこと。
- ト 会社概要

（3）提出期限

令和5年5月26日（金）午後5時まで（必着）

（4）提出方法

郵送または持参

（5）提出先及び提出部数

提出先：17の「応募、問い合わせ窓口」

提出部数：7部（1部正本、6部副本）

9 質疑と回答

（1）受付期限

令和5年5月10日（水）まで（午後5時必着）

（2）提出方法

別紙様式2号により、17の「応募、問い合わせ窓口」に電子メールで提出すること。電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

（3）回答方法

質問に対する回答は、令和5年5月15日（月）までに宮城県経済商工観光部新産業振興課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

10 提出された資料の取扱等

- (1) 本業務への応募に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は、1者につき1点とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、採点及び審査以外には無断で使用しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、業務委託候補者と選定された場合であっても無効とする。

11 業務委託候補者の選定

(1) 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、6に掲げた応募資格及び別紙審査項目に基づき、プレゼンテーション及び提出書類により審査し、総得点が満点の6割以上かつ総得点の高い企画提案機関から順に、5で示した事業規模の範囲内で業務委託候補者として選定する。

また、応募者が1者のみであった場合は、選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。

なお、応募多数の場合は、書面審査を行った上で、プレゼンテーション審査対象事業者を決定する。

(2) プレゼンテーション審査

イ 実施日時 令和5年6月13日（火）を予定。詳細は、対象者に別途通知する。

ロ 実施場所 宮城県庁内を予定。詳細は応募者に別途通知する。

ハ 実施方法

- ・プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。
- ・1者当たりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこと。
- ・プレゼンテーションの会場には県でプロジェクタを用意するので、パソコンを持参して説明することも可とする。

(4) 選定結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、審査終了後に書面により個別に通知する。

12 委託契約

選考委員会において決定した業務委託候補者を優先候補者とし、別途、県が作成する業務委託仕様書に基づき、業務委託候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。業務委託候補者が委託契約を辞退した場合等にあつては、企画提案の審査の評価が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した業務委託候補者を受注者とする。

なお、委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

1 3 業務成果の取扱い

- (1) 受注者は、本業務による成果品の著作権を全て発注者に譲渡し、発注者が、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- (2) 受注者は、発注者の事前の承認がない限り、成果品に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

1 4 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

1 5 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

1 6 その他必要な事項

本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者との協議の上決定する。また、契約締結後にあっても、県の指示により内容変更を求めることがあるため、その場合は、柔軟かつ迅速に対応すること。

1 7 応募・問合せ窓口

宮城県経済商工観光部新産業振興課 産学連携推進班

住 所：〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1（県庁14階北側）

電 話：022-211-2721

メール：shinsanr@pref.miyagi.lg.jp

別紙

審査項目

- 1 本業務のコンセプト（タイトル含む）及び選定理由（配点10点）
本業務の趣旨を理解し、委託業務の目的を達成できるような内容となっているか。
- 2 セミナーの実施内容及び独自性ポイント（配点60点）
 - （1）企画提案内容はあらかじめ指定した内容が含まれているか。
 - （2）講師選定、選定理由及び講演内容等は参加者の興味関心が高く、集客等が見込めるものか。
 - （3）会場選定及びスケジュール等は参加しやすい内容となっているか。
 - （4）独自性のある工夫が凝らされているか。
 - （5）企画提案内容は県の魅力を参加者に十分伝えられる内容となっているか。
- 3 実施体制（配点10点）
実施体制が整っており、企画提案内容が円滑に実施可能となっているか。
- 4 過去の類似実績内容（配点10点）
過去の類似業務は実績が高いと認められるか。
- 5 当事業に係る経費（配点10点）
経費見積額は、積算根拠が妥当であり、業務内容と整合が取れており妥当か。